

2020年度部活動の活動方針について

日光市立東中学校

1 部活動の方針

日光市教育委員会が策定した「日光市運動部活動の在り方に関する方針」(R1.5)に則り、本校生徒にとって望ましい部活動の環境を構築し、家庭・地域等の理解と協力を得ながら、より安全で充実した部活動を実施する。なお、文化部の活動においても準拠する。

2 部活動の目的

- (1) 学校教育の一環として、生徒の学校生活がより豊かなものとなるよう、教員等の指導の下、自発的・自主的に行うものとする。
- (2) 技能を高め記録に挑戦する中で、スポーツ等の楽しさや喜びを味わい、体力の向上や健康の増進を図る。
- (3) 学年を越えた交流の中で生徒同士や教師等との好ましい人間関係を構築し、責任感や連帯感を養うなど生徒の多様な学びの場とする。

3 推進に当たっての配慮事項

成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントの根絶、心身の健康管理や安全な活動環境の整備を図る。

4 運営と活動計画

- (1) 活動計画・実施報告書の作成
顧問は、毎月の活動計画(活動日時・場所・休養日・大会参加等)を作成し、校長に提出する。また、保護者にも提示し理解と協力を得られるようにする。
- (2) 休養日と活動時間の基準
休養日と活動時間については、成長期にある生徒が、運動・食事・休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下のとおりとする。

【休養日】

- ① 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土・日(週末)は1日以上を休養日とする。
- ② 土・日の両日とも大会参加等で活動した場合は、その前後に代替の休養日を設ける。また、中体連の大会を控えた時期(1週間以内)に、休養日を設けなかった場合は、代替の休養日を設ける。
- ③ 長期休業中の休養日の設定についても学期中に準じた扱いとするが、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けるようにする。

【活動時間】

- ① 1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(週末、祝日、長期休業中)では3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- ② 練習試合等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、その日の休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

【その他】

- ① 朝練は原則実施しない。ただし、特設で行う陸上部は、計画により2週間(水を除く)程度、朝練を行うことを認める。また、各部とも申請により、保護者の同意と校長の許可を得て、中体連の大会前の2週間(水を除く)に30分程度の活動を認める。
- ② 定期テスト(中間・期末)前4日間は、部活動は実施しない。
- ③ 自主練習は一切認めない。

5 安全管理

- (1) 活動の前後、活動中の生徒の様子を観察し健康状態の把握に努めるとともに、一人一人の体力・運動能力、技術や技能に応じた指導を心がける。
- (2) 定期的に施設・設備や用具等の安全点検を実施し、生徒が安全に活動できるようにする。
- (3) 活動中にケガや体調不良等が起こった場合は、状況によっては速やかに保護者に連絡する。緊急を要する場合は、救急車を要請するなど適切な措置を講ずる。
- (4) 活動中は、指導者が現場で指導に当たることを原則とする。やむを得ず練習に立ち会えない場合には、他の教員と連携・協力するなど安全面に十分配慮して活動させる。
- (5) 天候の急変などの場合には練習や試合の中止及び計画の変更等の適切な措置を講ずる。気象庁等が発表する注意報(暴風・大雨・雷等)等の情報収集を行う。
- (6) 夏季の高温・多湿下で活動する場合には、「熱中症予防運動指針」等を一つの基準として、熱中症予防対策を講ずる。(WBGT等による運動実施可否判断など)

6 その他

- (1) 各部が参加する大会の日数は、生徒の過度な負担とならないよう、中体連主催の大会を含め上限20日程度(年間)とする。ただし、予選を勝ち抜いた関東・全国大会等は含めない。
- (2) 文化部活動については文化活動の特性を踏まえつつ、本方針に準じた取り扱いとする。
- (3) アイスホッケー部については、競技の特質上、上記の基準を適用しない場合もある。